

各地で高病原性鳥インフルエンザ[※]続発！

(家きん国内27～28例目)
(野鳥国内16例目)

【概要】

- ・家きん27例目：高知県 宿毛市 採卵鶏 約3.2万羽
- ・家きん28例目：香川県 三豊市 肉用鶏 約1.4万羽
関連農場 肉用鶏 約1.5万羽
- ・野鳥16例目：鳥取県(環境試料：水)

最大級の
警戒を！

【緊急消毒について(山梨県告示第322号)】

※家畜伝染病予防法第30条の規定に基づき、100羽以上の家きんの飼養者は以下のとおり消毒を実施して下さい。

1 実施の目的：

本県における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延防止

2 実施する区域：県内全域

3 実施の期間：令和2年12月11日～24日

4 実施方法：

①消毒方法

農場内(施設周囲及び農場敷地内)の消石灰散布

②ねずみ、昆虫等の駆除方法

農場内での殺鼠剤及び殺虫剤の散布

①早期発見・早期通報

②家きん飼養農場の防鳥ネットの再度の確認、人・車両の出入りの際の飼養衛生管理の強化

③農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底等による農場へのウイルス侵入防止の徹底

鳥インフルエンザの情報を掲載した農林水産省ウェブサイト：<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

異常をみつけた場合には直ちに山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728

夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018